

社会福祉法人 亀天会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 亀天会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額とする。ただし、当法人の経営状況等によってはこれを支給せず、又は減額して支給する。

(3) 退職手当については、社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び愛媛県民間社会福祉事業従事者退職年金共済支援事業に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第17条の規定に準ずる額

(5) 役員等が職務で出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(6) この規程に定めていない事項については、法人に定める旅費規程を準用することとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第10条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。ただし、業務日以外のものは除く。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年12月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,200,000円
副理事長	月額 350,000円
理事	理事会1回 10,000円
評議員	評議員会1回 10,000円
役員等	法人及び施設業務の指導 日額上限 20,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	賞与
理事長	報酬月額×2ヶ月分
副理事長	報酬月額×1ヶ月分